

青梅市とあいおいニッセイ同和損
害保険株式会社との地方創生に関
する連携協定書

青梅市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する連携協定書

青梅市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地方創生の実現に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲および乙が相互に密接に連携し、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「地方創生」とは、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。

（連携事項等）

第3条 甲および乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- (2) 防災・災害対策に関すること。
- (3) 産業振興・中小企業支援に関すること。
- (4) 観光振興に関すること。
- (5) こども、高齢者等の支援に関すること。
- (6) その他地方創生に資する取組に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲および乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲および乙の合意により決定する。

3 乙は、第1項各号に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日

から1年間同一の内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

(協定内容の変更)

第5条 甲または乙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うことができるものとする。

(協定の解除)

第6条 甲または乙のいずれかが、この協定の解除を申し出たときは、甲乙協議の上、この協定の解除を行うことができるものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第7条 甲および乙は、反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人などを含む。)と関係を持たないことを約する。

2 甲および乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1) 脅迫的、暴力的または法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いた信用毀損または業務妨害

(3) その他前2号に掲げる行為に類似するもの

3 甲および乙は、相手方が第1項の規定に反すると合理的に認められる場合または相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知、催告を要せず、ただちにこの協定を解除することができる。

(守秘義務)

第8条 甲および乙は、この協定にもとづく事業において知り得た秘密事項を、この協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず、第三者に開示または漏えいをしてはならず、この協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が署名して、各自がその1通を保有する。

令和6年8月21日

甲 青梅市

代表者 青梅市長 大勢待 利 明

乙 東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

執行役員 安 食 修 司